

## 【提案理由】

### 第1 当会の2011年（平成23年）2月総会決議及びそれ以降の経緯

当会は、2011年（平成23年）2月26日に開催した総会において「貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもに人間らしい生活と発達を保障するための施策を求める決議」を満場一致で採択した。これは、当時の子どもの貧困の状態が、憲法上の人権を侵害するものであり、かつ、これを放置すれば、貧困の連鎖と拡大により日本社会全体の崩壊につながりかねないとの認識の下に、医療制度、保育、就学援助、学童保育や奨学金などの充実のための施策を求めたものであった。その後、当会は、2015年（平成27年）9月に郡山市において公開シンポジウム「母子家庭と貧困」（日本弁護士連合会（以下、「日弁連」という。）第58回人権擁護大会プレシンポジウム）を、また同年11月には奨学金問題ホットライン（日弁連との共催）を、さらに2016年（平成28年）6月に郡山市において公開シンポジウム「子どもの貧困から考える」（子どもの権利全国イベント。日弁連との共催）を、それぞれ実施するなどして、子どもの貧困問題についての取り組みを行ってきた。

子どもの貧困問題については、2009年（平成21年）にはじめて厚生労働省が正式に子どもの貧困率調査の結果を公表した。子どもの貧困率については、2006年にOECD（経済協力開発機構）が「対日経済審査報告」において日本の子どもの貧困率が高いとの指摘をしていたが、厚生労働省による調査により、その結果を公表したことを一つの契機として、日本の子どもの貧困率は先進国の中でも高いことが明らかとなり、またOECD（経済協力開発機構）の発表ベースではひとり親世帯の貧困率が他のOECD（経済協力開発機構）加盟国と比較して最下位水準であることなどの事実も改めて明らかになり、子どもの貧困問題についての社会の認識が急速に高まった。その結果、2013年（平成25年）6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」という。）が国会で成立した。また、2014年（平成26年）8月には、子どもの貧困対策法に基づき、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の、4分野での支援を柱とする「子供の貧困対策に関する大綱」<sup>1</sup>（以下「大綱」という。）が閣議決定され各種の施策が実行されるようになった。子どもの貧困対策法は、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進する」ことを目的としている（同法1条）。

このような子どもの貧困対策法に基づく施策は、上記当会決議において求めた施策と、その問題意識や方向性においてはおおむね一致するものである。

---

<sup>1</sup> 子どもの貧困対策法においては「子ども」、大綱においては「子供」との用語が用いられているが、意味内容は異なるものではないと説明されている。

## 第2 子どもの貧困及び施策の現状

### 1 子どもの貧困に関する施策の現状

しかし、子どもの貧困対策法に基づき、これまで実行されてきた施策は、子どもの貧困を根本的に改善し、これを解消していくという目的から見て、十分なものとは到底言えない。

子どもの貧困対策法施行直後の2015年（平成27年）度予算における子どもの貧困対策関連予算は、大学等奨学金など教育の支援関係が約3,340億円、保護者の就労支援関係が約2億円、施策の推進体制の整備関係が約2億円で、全体として3,344億円であった。このうち、大学等奨学金関係の予算約3,196億円を除く新たな施策のための予算は、約148億円ですぎなかった<sup>2</sup>。その後、子どもの学習支援事業が拡充されたり、生活保護世帯の子どもが大学等へ進学する際に一時金が支給されたりするようになるなど施策としては広がりつつあり、2019年（平成31年）度政府予算案においても全体として増額されつつあるが、大綱に掲げられた施策が、予算の裏付けをもって全面的に実現される状況にはほど遠いのが現状である。

特に、子どもの貧困対策法の成立施行に前後して、相次いで生活保護基準の切り下げが行われている<sup>3</sup>が、生活保護基準は他の様々な福祉施策と事実上連動していることから、子どもの貧困対策のための施策が事実上後退している分野も見られる。その一例を挙げれば、義務教育段階の子どもを持つ世帯に対する教育費負担の軽減のための措置として重要な就学援助が挙げられる。就学援助は、小中学生を抱える低所得世帯に対して、学用品代や給食費の支援がなされる制度であるが、その実施は市町村に委ねられ、財源も市町村の一般財源からまかなうこととされており、全国的に統一した基準が存在しないことから、自治体ごとの運用による地域格差が大きいことが問題とされている。しかし、実際には、就学援助の基準となる所得水準（自治体ごとに条例や要綱により定められている）は、生活保護基準が援用されるかこれに準ずる基準が採用されている場合が多く、生活保護基準が切り下げられることにより、就学援助を受けられなくなる世帯が現に発生しており、また今後も発生する可能性があると推測されている。国は、就学援助等の他制度への影響調査を行うほか、影響が生じないようにする措置の実施を自治体に求めるなどしているが<sup>4</sup>、そもそも、生活保護基準の切り下げを強行すること自体の問題に加えて、就学援助等の措置について、予算を講じることなく、また統一的な基準を設けないなど、国が自己の責任を事実上放棄した対応を続けていることが、こうした事態

<sup>2</sup> 内閣府の子どもの貧困対策会議資料（2014年（平成26）年8月）。

<sup>3</sup> 2013年（平成25年）の生活扶助基準切り下げ（平均6.5%、最大10.0%）、2015年（平成27年）の住宅扶助基準・冬期加算の削減に続いて、2018年（平成30）年10月から生活扶助基準の切り下げが段階的に行われている。

<sup>4</sup> 厚生労働事務次官通知「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（2018年（平成30）年6月19日付）など。

を生じさせている原因である。

上記のように、何よりも国において子どもの貧困対策に関する十分な予算が講じられていないことが、全面的な施策の展開の妨げとなっている。今こそ、国が、子どもの貧困対策についての自らの責任と決意を明示し、十分な予算措置を講じて、子どもの貧困対策のための施策を全面的に推進していく必要がある。

## 2 子どもの貧困の現状

上記のような施策の不十分さは、子どもの貧困に関する状況の抜本的改善の妨げとなっている。2017年（平成29年）6月に厚生労働省の国民生活基礎調査に基づいて公表された子どもの貧困率（2015年（平成27年））は、過去最悪であった2012年（平成24年）の16.3%を2.4ポイント下回る13.9%であった。この結果について、厚生労働省は「雇用環境の改善により働く母親が増え、月給やパートの時給が上がったことから、貧困率の改善につながった」と説明し、政府は、その施策により子どもの貧困率が改善方向にあると評価している。もっとも、この子どもの貧困率の低下については、労働市場の構造変化に伴う賃金上昇が主因であり、社会保障等の充実などの積極的施策によるものではないため、経済状況や雇用環境が悪化すれば子どもの貧困率が再び急上昇する可能性が高いとの指摘がなされており、子どもの貧困が解消に向かっていると直ちに評価することは早計である。<sup>5</sup>

そもそも、2015年（平成27年）の子どもの貧困率13.9%という数字は、およそ7人に1人の子ども（30人学級に換算すると1学級4人以上）が貧困線以下の状態で生活し成長することを余儀なくされている状態であることを意味する。また、ひとり親世帯に限れば、子どもの貧困率は50.8%となお半数を超えており、OECD加盟国中でも最下位水準にある。

このように、子どもの貧困の現状は、子どもの貧困対策法が成立施行され、様々な施策が実行に移されつつある現在でも、なお引き続き深刻なものであることは、政府が公表している数値からも明らかである。そして、上記のように、子どもの貧困対策法に基づく施策について、十分な予算の裏付けをもって全面的に推進される状況となっていないことが、子どもの貧困問題が深刻な状態を抜け出すに至っていない一つの要因となっていると考えられる。国や地方公共団体等が、憲法、子どもの権利条約（政府訳「児童の権利に関する条約」。以下、単に「子どもの権利条約」という。）、教育基本法、そして子どもの貧困対策法などに基づく責任を適時適切に果たすことが決定的に重要である。

## 第3 教育機会の保障についての喫緊の課題

上に述べたように、子どもの貧困対策のためには、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援など、多方面での施策の全面的な実行が必要である。また、子どもの貧困問題の背景には、当然ながら、社

---

<sup>5</sup> 「『子どもの貧困率の低下』の背景を探る」

会全体での経済的格差の拡大と貧困化の進行がある。したがって、子どもが成長して大人となり、また次世代の子どもを産み育て、社会全体の持続的な成長を支えていくことが可能となるためには、単に子どもの貧困という点のみに焦点を当てた施策を実行するだけでは足りず、子どもや若者が将来に明るい希望を抱くことのできる社会制度を実現していくことが不可欠である。

2018年（平成30年）10月に青森市において行われた日弁連人権擁護大会では、「若者が未来に希望を抱くことができる社会の実現を求める決議」が採択された（同月5日付）。この決議は、普遍主義に基づく社会保障・人間らしい労働と公正な分配、連帯による財源の確保と税制の改善などを提唱し、税制、社会保障制度、労働法制等の抜本的改正に向けた国民的議論を呼びかけている。当会としても同決議の示す方向性に賛同の意を表明するものであり、また、同決議が示したような政策の抜本的転換が図られるならば、子どもの貧困問題も大きく改善・解消の方向に向かう可能性が高いものと考えられる。しかし、同決議が示す方向性が実現するためには、国民的議論を経た上で、国会における法制度の抜本的改正なども必要であり、これらの実現は必ずしも短時日のうちに可能なものではない。

そこで、当会は、子どもの貧困対策のための現時点における最低限かつ喫緊の課題として、どのような地域・どのような家庭に生まれたかに関わらず、すべての子どもに十分な教育の機会を保障し、その全面的な発達と自らの人生や生き方を自己決定する力を保障することが特に重要という観点から、国及び地方公共団体等に対し、以下のような施策の実現を強く求めるものである。

## 1 就学援助の充実と地域格差の是正

まず、義務教育段階における教育の機会均等を実質的に保障するために必要な施策としては、就学援助が挙げられる。就学援助は、義務教育段階の子どもを持つ世帯に対する教育費負担の軽減のための措置として重要なものであり、小中学生を抱える低所得世帯に対して、学用品代や給食費の支援がなされる制度である。生活保護世帯の小中学生と就学援助を受けている小中学生数は、全国で約154万人とされており、公立小中学校に通う小中学生の約6人に1人の子どもが支援を受けている。

子どもの学習費（学校給食費、通学関係費、クラブ活動費等の教科外活動費、図書・学用品代、修学旅行・遠足費、学校納付金等を含む額。ただし学習塾等の学校外費用を除くもの）は、公立小学校の子ども一人あたり年間約10万円、公立中学校の子ども一人あたり年間約17万円とされており<sup>6</sup>、授業料負担のない義務教育段階においても、保護者が子どもを学校に通わせるには多額の費用負担がある。このような状況の下で、就学援助は、教育を受ける権利（憲法26条）の実質的な保障のための重要な制度であるといえる。

本来、憲法、子どもの権利条約及び教育基本法に基づき、教育を受ける機会を等しく保障することは国の責務であり、国には子どもの貧困対

---

<sup>6</sup> 文部科学省「平成28年度子供の学習費調査」。

策法に基づく施策を実施する責務があることもあわせて考えれば、就学援助は、国の財政負担と責任において実施すべきものである。さらに、運用によって生じた地域格差を是正すべきという点もあわせれば、国が立法措置により、就学援助を国の制度として位置づけ、十分な予算措置を講じて実施すべきである。また、その内容についても、学用品代や給食代だけでなく、修学旅行費なども支援できるよう、拡充を図る必要がある。

## 2 完全給食の実現と無料化

次に、義務教育段階において重要な施策としては学校給食に関する施策が挙げられる。学校給食は、単に子どもの空腹を満たすというだけでなく、子どもの栄養状態の改善や望ましい食習慣の確立（いわゆる「食育」）の点でも重要な意義がある。また、低所得世帯などの子どもの中には、1日でまともな食事をとることができるのは学校給食だけという子どもも見られ、学校給食の重要性は今なお変わりが無い。しかし、全国の完全給食<sup>7</sup>実施率（人口比）は、公立中学校で81.5%、公立小学校で99.6%となっており<sup>8</sup>、今なお、公立中学校の生徒のうち約2割が完全給食のない学校に通っていることになる。学校給食が実施されていない自治体においては、生活保護世帯や就学援助対象世帯に支給される生活保護費や就学援助の給食費は減額されることになるが、その場合においては、保護者が弁当を作って持たせたり昼食代を持たせたりしなければならずむしろ費用負担が大きくなるので、実質的には地域間格差がさらに増大することとなる。

このような実情を改善し、また地域間格差をなくして、義務教育に通うすべての子どもが完全給食により豊かな食生活を享受できるようにするとともに、保護者の経済負担を軽減していくためには、すべての自治体で完全給食を実現するとともに、給食費を公費負担し、無料とすることが必要である。

福島県内では、人口比で95%以上の完全給食率が実現されているが、給食費の無料化が実現している自治体は一部に過ぎず、無料化を実現している自治体の多くは被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金制度を利用し、いわば震災・原発事故からの復興のための臨時事業として実現されているに過ぎない。福島県内において完全給食を無料で実施するためには、約80億円の財政負担で可能という試算もなされている。

当会は、国に対し、国の財政負担において全国一律の措置として、完全給食の実現と無料化を求めるものであるが、それが実現するまでの間、福島県及び県内市町村の責任において、完全給食の実施と無料化を実現することを求める。

## 3 高校生等奨学給付金制度の拡充等

<sup>7</sup> 完全給食とは、主食、副菜（ミルク含む）のすべてが提供されるものであり、このほか、副菜とミルクのみの補食給食、ミルクのみのミルク給食という分類がされている。

<sup>8</sup> 文部科学省「平成26年度学校給食実施状況調査」。

- (1) 学校教育費は、義務教育段階を修了した後期中等教育段階、すなわち高等学校等の段階では、さらに多額となる。文部科学省の調査では、公立の高等学校（全日制）に通う高校生の学校教育費の平均額は、年間約 27 万円とされている<sup>9</sup>。高校においては通常、学校給食がないため、昼食の費用（弁当、昼食代等）を考慮すれば、子どもを公立高校に通わせるだけでも、保護者の年間負担額は平均で 30 万円程度になるものと考えられ、義務教育段階と比較して保護者の支出や負担は大きい。

現在、高校についての授業料無償化に代わる措置として、高等学校等就学支援金が導入されており、公立高校（全日制）や私立高校（全日制、定時制、通信制含む）に通う高校生を持つ世帯に対して月額 9,900 円（公立高校の定時制及び通信制の場合は支給額が低くなる）が支給されている（ただし所得制限が導入されている）。しかし、この制度で支給されるのは基本的には授業料相当額のみであり（私立高校では授業料の一部にすぎない）、それ以外の学校教育費（通学関係費、クラブ活動費等の教科外活動費、図書・学用品代、修学旅行・遠足費、学校納付金等）は対象外である。特に修学旅行については、経済的理由によって、修学旅行に参加できない子どもが増えているのが実情である。

- (2) 高等学校等における教育にかかる経済的負担の軽減を図る制度として、授業料以外の教育費負担を軽減するため高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を行う高校生等奨学給付金制度が存在するが、同制度を利用しても学校にかかる経費を賄うことができない家庭も少なくない<sup>10</sup>。

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが宮城県石巻市の「給付型緊急子どもサポート～高校生活応援キャンペーン～」の受給者（保護者 411 人、高校生 459 人）を対象に行った調査結果<sup>11</sup>によれば、高校生等奨学給付金を利用したことがあると回答した保護者 195 人（47.9%）のうち 90 人（46.2%）が給付金によって学校にかかる経費をあまりまかなえていないと回答し、うち 19 人（9.7%）がまったくまかなえていないと回答している。

また、高校生等奨学給付金制度を利用していない又はわからないと回答した保護者 147 人（36.1%）のうち 77 人（52.4%）が高校生等奨学給付金制度を知らなかったと回答しており、高校生等奨学給付金制度については給付金の額を増額するほか制度の周知・申請方法の改善が求められる。

- (3) 高校生等奨学給付金は受給権者である保護者等に対し行うこととさ

<sup>9</sup> 文部科学省「平成 28 年度子供の学習費調査」。

<sup>10</sup> 平成 30 年度、福島県における支給額は、生活保護世帯・国公立で年 32,300 円、同・私立で年額 52,600 円、非課税世帯・通信制以外・第一子・国公立で年額 80,800 円、同・私立で年額 89,000 円である。

<sup>11</sup> 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが 2018 年 12 月 4 日に発表した「経済的に困難な状況にある高校生と保護者への調査結果」

れているが、保護者等から奨学給付金の受給等を高校等に委任する旨の委任状の提出があった場合、高校等は保護者等によって奨学給付金を受領（代理受領）して、高校等が保護者等から徴収することになっている教科書費、教材費等の授業料以外の教育費と相殺することができる。

会計検査院が2018年10月22日付けで文部科学大臣あて表示した意見によれば、授業料以外の教育費の未納が生じている場合に一定月数以上の未納を理由とする除籍処分を含む出席停止等の生徒への不利益を定めた規則等がある高校等も存在するところ、授業料以外の教育費に未納があることを理由として除籍処分等を行うことは当該生徒にとって酷であるとともに、社会的に見ても相当性を欠く。

高校生等奨学給付金については上記のとおり、高校等にかかる経費をまかなえるよう金額の増額がされるべきであるが、制度が効果的に実施されるよう、代理受領による充当を含む奨学給付金が授業料以外の教育費に確実に活用されるための改善が求められるものである。

#### 4 公的奨学金制度の改善

わが国における公的奨学金の代表として、（独）日本学生支援機構（旧日本育英会。以下「支援機構」という。）により運営される奨学金（以下「育英奨学金」という。）が存在する。この育英奨学金については、戦後一貫して無利子貸与を基本とする制度であり、給付型の導入の必要が指摘されながら実現せず、1984年（昭和59年）に有利子貸与制が導入されその後徐々に有利子貸与の割合が増大し、さらに1998年（平成10年）に返還免除制度<sup>12</sup>が廃止されるなどして、本来の奨学金制度から乖離し、実質的には「公的教育ローン」としての性格を持つものに変質していったという経緯がある<sup>13</sup>。こうした中で、奨学金制度の改善を求める社会的な声が広がり、その結果、2017年（平成29年）には、無利子貸与制度（第一種奨学金）利用者に対する「所得連動返還方式」<sup>14</sup>が導入されるとともに、同年から、一定の条件を満たす者について、奨学金の一部が給付される（返還義務がない）とする給付型奨学金制度が一部先行実施されるに至った。

しかし、所得連動返還方式をとることができる無利子貸与（第一種奨学金）の割合は、有利子貸与（第二種奨学金）に比し、金額ベースで約5割にとどまるものであり、その返済負担軽減効果を受けることのできる奨学生は少数である<sup>15</sup>。また、給付型奨学金についても、極めて厳しい条

<sup>12</sup> 奨学生が教育職等に就いて一定の条件を満たした際に、奨学金返済の全部ないし一部を免除する制度であり、極めて限定的ではあるものの、実質的に給費制を制度内に取り入れる性質を有すると評価されていた。

<sup>13</sup> 2000年代に、滞納者対策として、信用情報機関への情報登録や一括支払いの督促、保証人も含めて被告とした訴訟提起などの手段がとられるようになり、社会問題化した。

<sup>14</sup> 所得が低い場合には返還月額を少なく（最低月額2000円）、所得が増大すれば返還月額を多くする（最大で所得の9%）制度。

<sup>15</sup> （独）日本学生支援機構「日本学生支援機構について」2018年（平成30年）3月。

件（住民税非課税世帯・生活保護受給世帯であるか、社会的養護を必要とする生徒であり、かつ、高校等の学校の推薦基準に基づく学力、人物、健康等の条件）を満たす必要があるとともに、給付額も国公立大学の自宅通学者の場合月額 2 万円（自宅外通学の場合月額 3 万円）、私立大学の自宅通学者の場合月額 3 万円（自宅外通学の場合月額 4 万円）などとされており、極めて少額であって、年額授業料すらまかなうことができない額にとどまっている。

大学等への進学を希望し、かつその能力を有する子どもが、家庭の経済力という子ども自身には左右することのできない事情によって大学等での高等教育を受ける機会を奪われることは著しく不合理であり、奨学金制度については、改善は図られつつあるものの、高等教育機関進学の実質的に保障するにはほど遠いのが現状である。

当会は、国及び支援機構に対し、奨学金は給付型を原則とし、これを早急に拡充するとともに、給付型を原則とすることが実現するまでの間、第一種・第二種を問わず、すべての貸与型奨学金について、所得連動型返済制度を導入するとともに、収入額が乏しく返済が困難な者に対する返済免除や猶予などの救済措置を講じることを求める。

## 5 生活保護受給世帯における大学等進学を認めること

現在の生活保護制度下における運用基準は、昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号「生活保護法による保護の実施要領について」（以下、「次官通知」という）、昭和 38 年 4 月 1 日社発 246 号「生活保護法による保護の実施要領について」（以下、「局長通知」という。）、昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（以下、「課長通知」という。）（以下、これらを併せて「実施要領」という。）に定められており、これら実施要領に基づき運用されている。この実施要領においては、生活保護受給世帯の子どもが大学、短大、専修学校、各種学校（以下、「大学等」という。）に進学した場合、原則として、実際には家族と同居していても、進学した子どもについては別世帯を構成するものとして取り扱い、当該子どもについての生活保護費を支給しないものとされている（いわゆる「世帯分離」）。この運用のために、生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学することを断念するケースは極めて多く、生活保護受給世帯の子どもの大学等進学率が 33.1%と、一般世帯の子どもの大学等進学率 73.2%と比較して著しく低くとどまる<sup>16</sup>ことの原因となっている。

わが国において、受験資格を大学等の卒業者に限定している資格職は極めて多く、一般企業等への就職においても、大学等を卒業しているか否かは採用において重要な要素となり、職業の選択肢を狭めるとともに、生涯賃金にも大きな影響を及ぼすものである。生活保護受給世帯において経済的理由により大学等に進学できないことは、貧困の連鎖を生み出す主要な原因の一つともなっている。

---

<sup>16</sup> 内閣府「子どもの貧困に関する指標の推移」平成 28 年度。



上記のような世帯分離の根拠について、国は、高校を卒業すれば就労して稼働能力を活用すべきであること、生活保護を受給していない一般世帯との均衡などを挙げている。しかし、大学等で高等教育を受ければ、その者の稼働能力は高まる蓋然性があり、生活保護法の目的である「自立助長」にもかなうものである。また、一般世帯の子どもの大学等進学率 73.2%は極めて高い数字であり、生活保護受給世帯の子どもの大学進学を認めても、一般世帯との均衡を失することにはならない<sup>17</sup>。したがって、現行の世帯分離の運用を改めたとしても、生活保護法の趣旨に反するものではなく、むしろ、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る」とする子どもの貧困対策法の目的にかなうものである。

したがって、当会は、国に対し、大学等に進学する子どもに対する世帯分離の運用を廃止し、当該子どもの生活保護費を支給する旨の生活保護実施要領の改正を強く求めるものである。

また、その際、大学等進学者又はその予定者が得たアルバイト料や奨学金等が大学等の授業料、教科書・参考書代、通学交通費その他の大学進学及び就学に必要な費用に充てる場合には、収入として認定しない取り扱いとされるべきことは言うまでもないが、その運用基準は、子どもの進学・就学を阻害することがないように、特に配慮して定められなければならない。この点、現行制度下においても高校生がアルバイト料や奨学金等の収入を学校生活に必要な経費に充てる場合には収入認定の除外とする扱いとされているものの、福島県内では、生活保護を受給する母子世帯の高校生が、自ら得た給費型奨学金の全額を世帯の収入として認定され、生活保護費を減額されるという事件が発生している<sup>18</sup>。本件は、行政機関の無知・無理解から生じた事案ではあるが、収入認定から除外できる費目を制限的に定めたり、必要性を厳しく審査したりする方法がとられれば、担当者の無知・無理解から収入認定からの除外が否定され、大学等で学ぶために必要な支出が困難となる事態も生じかねない。このような事態は、生活保護世帯の子どもの大学等進学や学びの妨げに他ならない。このような事態を回避するためには、たとえば、通常、大学生活に必要と考えられる一定

<sup>17</sup> 生活保護法制定当時は、高校への進学についても世帯分離がなされていたが、高校進学率が 70～80%に達した 1970 年代に生活保護実施要領が改正され、高校進学者について、世帯分離をせずに生活保護費を支給する「世帯内就学」が認められた。さらに、2004 年（平成 16 年）のいわゆる中嶋学資保険訴訟最高裁判決が、高校進学が保護受給世帯の自立更生に役立つと判示したことを受け、翌 2005 年（平成 17 年）から、実施要領の改正により「高校等就学費」が生業扶助の一環として支給されるようになり、現在に至っている。

<sup>18</sup> 当会「福島市奨学金収入認定事件の判決確定を受けての会長声明」（2018 年（平成 30 年）2 月 23 日付）参照。なお、当該事件については、保護費減額処分を取り消す旨の厚生労働大臣裁決がなされるとともに、訴訟において、処分を違法とし当事者母子への慰謝料を認容する判決が確定している。

額を、収入認定除外できる金額として予め包括的に定めておく等の方法が考えられる。このような基準を含め、適切な基準が設定されることが重要である。

#### 第4 おわりに

すべての子どもが、生まれた家庭の経済力という自分では左右できない事情にかかわらず、その希望と能力に応じて、必要な教育を受けることができるようにすることは、教育を受ける権利及び教育の機会均等の保障であり、そのことはすなわち人の人格の全面的発達を保障することである。そして、そのことは貧困の連鎖を断ち切り、次世代の社会を担う子どもや若者がその将来に希望を持つことができる社会を実現するための重要な手段でもあり、極めて重要である。

当会は、憲法、子どもの権利条約及び子どもの貧困対策法の趣旨目的に照らし、国や地方公共団体等が、その責務を強く自覚し、本決議において提案した施策を実現するために努力することを強く求めるとともに、当会及び当会会員が、今後とも、子どもの貧困を解消するための努力を継続していくことを表明し、本決議を採択するものである。

以上

#### 【執行先】

内閣府，厚生労働省，文部科学省，財務省

独立行政法人日本学生支援機構

福島県，福島県内各市町村